


- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。



Issue 742-2021/09/07～2021/09/13

目録
(点撃目録标题，可转至相应正文；点撃正文标题，可返回目录。)

- 一、最新中国法令**
 - 财政部、海关总署、国家税务总局关于中国国际服务贸易交易会展期内销售的进口展品税收政策的通知..... 2
 - 中共中央、国务院印发《横琴粤澳深度合作区建设总体方案》..... 2
- 二、最新资讯**
 - 国家市场监督管理总局就《市场主体登记管理条例实施细则》公开征求意见..... 3
 - 国务院常务会议：部署在部分城市开展营商环境创新试点 支持地方深化改革先行先试 4
- 三、里兆解读**
 - 《数据安全法》解读..... 5
- 四、近期热点话题..... 10**

目次
(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

- 一、最新中国法令**
 - 中国国際サービス貿易交易会の展示期間内に販売される輸入展示商品の租税政策に関する 財政部、税関総署、国家税務総局による通知 2
 - 中国共産党中央委員会、国務院が「横琴粤澳深度合作協力区建設全体案」を印刷配布した.... 2
- 二、新着情報**
 - 国家市場監督管理総局が「事業者登記管理条例実施細則」について、パブリックコメントを募集している..... 3
 - 国務院常務会議において、一部の都市において、ビジネス環境の革新のための試行措置を展開し、また地方において改革を推進し他に先駆けて新たな政策を試行することを支持する旨の方針が示された..... 4
- 三、里兆解説**
 - 「データセキュリティ法」を読み解く..... 5
- 四、トピックス..... 10**

一、最新中国法令

- [财政部、海关总署、国家税务总局关于中国国际服务贸易交易会展期内销售的进口展品税收政策的通知](#)

【发布单位】财政部、海关总署、国家税务总局

【发布文号】财关税〔2021〕42号

【发布日期】2021-09-01

【实施日期】2021-2023

【内容提要】根据该通知：

- 对展商在展期内销售的进口展品，按规定的数量或金额上限，免征进口关税、进口环节增值税和消费税。
- 享受税收优惠的展品不包括烟、酒、汽车、列入《进口不予免税的重大技术装备和产品目录》的商品、濒危动植物及其产品，以及国家禁止进口商品。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202109/t20210901_3749915.htm

- [中共中央、国务院印发《横琴粤澳深度合作区建设总体方案》](#)

【发布单位】中共中央、国务院

【发布日期】2021-09-05

【内容提要】该方案提出发展科技研发和高端制造业、发展文旅会展商贸产业、发展现代金融产业、完善企业所得税优惠政策、货物“一线”（合作区与澳门之间进出）放开、“二线”（合作区与内地之间进出）管住、建立高度便利的市场准入制度等若干措施。

- 实施市场准入承诺即入制，严格落实“非禁即入”，在“管得住”前提下，对具有强制性标准的领域，原则上取消许可和审批，建立健全备案制度，市场主体承诺符合相关要求并提交相关材料进行备案，即可开展投资经营活动。
- 不断放宽各类投资者在合作区开展投资贸易的资质要求、持股比例、行业准入等限制。

一、最新中国法令

- [中国国际服务贸易交易会的展示期间内販売される輸入展示商品の租税政策に関する財政部、税関総署、国家税務総局による通知](#)

【発布機関】財政部、税関総署、国家税務総局

【発布文号】財関税〔2021〕42号

【発布日】2021-09-01

【実施日】2021-2023

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 出展企業が展示期間内に販売する輸入展示商品について、所定の数量又は金額上限に基づき、輸入関税、輸入段階増値税及び消費税を免除する。
- 租税優遇措置を享受する展示品には、たばこ、酒、自動車、「輸入において免税の対象とならない重大技術装備・製品リスト」に記載される商品、絶滅の危機に瀕している動植物及びその製品、及び国が輸入を禁止している商品は含まれない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202109/t20210901_3749915.htm

- [中国共産党中央委員会、國務院が「横琴粤澳深度合作区建設全体案」を印刷配布した](#)

【発布機関】中国共産党中央委員会、國務院

【発布日】2021-09-05

【概要】本方案では、科学技術の研究開発及びハイエンド製造産業の発展、文化旅行イベント商業貿易産業の発展、現代金融産業の発展、企業所得税優遇政策の整備、貨物「第一線」（協力区とマカオの間の出入り）の開放、「第二線」（協力区と中国本土の間の出入り）の管理、高度で便利な市場参入制度の構築等に関する若干措置を打ち出した。

- 「市場参入承諾即入制」を実施し、「非禁即入」（禁止項目でなければ、参入可能）という原則を厳格に貫徹し、「十分に管理可能」という前提の下、強制基準がある分野については、原則上、許可及び審査承認を取り消し、届出制度を構築し、整備し、事業者が関連要求に合致しており、且つ関連資料を提出して届出を行うことを承諾すれば、直ちに投資経営活動を実施することができる。
- 各種の投資家が協力区において投資貿易を展開するための資質要求、持分比率、業界参入等の制限を絶えず緩和する。

- 制定出台合作区放宽市场准入特别措施。
- 强化事中事后监管，建立与澳门衔接、国际接轨的监管标准和规范制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/05/content_5635547.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [国家市场监督管理总局就《市场主体登记管理条例实施细则》公开征求意见](#)

日前，国家市场监督管理总局发布《[市场主体登记管理条例实施细则（征求意见稿）](#)》，现向社会征求意见（截止日期为 2021 年 10 月 03 日）。

该《征求意见稿》包括总则、登记事项、设立登记、变更登记、注销登记、歇业备案、登记规范、档案管理、监督管理、法律责任和附则，共计十一章 93 条。其中：

- 关于登记备案事项和要求，针对不同主体类型全面列举了登记备案的具体事项，并对主要登记备案事项作出了具体说明，包括名称、主体类型、住所或者主要经营场所、法定代表人或负责人、经营范围规范化、注册资本（出资额）、出资币种等。
- 还对登记注册涉及的公司股权出资或债转股等特殊情形作出明确规定，便于登记操作。
- 在《市场主体登记管理条例》规定的制度框架内，对歇业条件、备案及公示、提交材料、歇业期间义务、歇业期间文书送达、视为歇业终止情形等作出明确规定。

（里兆律师事务所 2021 年 09 月 10 日编写）

- 協力区市場参入緩和特別措置を制定し、公布する。
- 事中・事後監督管理を強化し、マカオとの整合性をとり、国際的にも整合性のとれた監督管理基準及び規範制度を構築する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/05/content_5635547.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [国家市場監督管理總局が「事業者登記管理条例实施细则」について、パブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家市場監督管理總局が「[事業者登記管理条例实施细则（意見募集案）](#)」を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2021 年 10 月 3 日である）。

本「意見募集案」には総則、登記事項、設立登記、登記変更、登記抹消、休業届出、登記ルール、事業者登記管理ファイル簿の管理、監督管理、法的責任及び附則の計十一章、93 条から成る。具体的には、以下のものが含まれる。

- 登記届出事項及び要件について、各主体別に登記届出に係る具体的事項をひと通り列举し、登記届出に係る主要事項については、具体的に説明している（名称、主体の種類、住所又は主たる営業場所、法定代表人又は責任者、経営範囲表記の標準化、登録資本（出资额）、出資金の通貨等を含む）。
- 登記手続きを円滑に行えるよう、他社において保有する持分での出資又は債務の株式化等特別な事情がある場合の登記登録手続きについても明確に定めている。
- 「事業者登記管理条例」に定める制度の枠組み内において、休業条件、届出及び公示、提出材料、休業期間に係る義務、休業期間における文書の送達、休業終了とみなす状況などについて明確に定めている。

（里兆法律事務所が 2021 年 9 月 10 日付で作成）

- 国务院常务会议：部署在部分城市开展营商环境创新试点 支持地方深化改革先行先试

日前，国务院召开常务会议，部署在选择北京、上海、重庆、杭州、广州、深圳 6 个市场主体数量较多的城市，进一步深化“放管服”改革，开展营商环境创新试点。

进一步破除区域分割和地方保护，推动建设统一开放、竞争有序的市场体系
<ul style="list-style-type: none"> 取消对企业跨区域经营不合理限制。 推进 7 类客货运输电子证照跨区域互认与核验。
进一步方便市场主体准入和退出
<ul style="list-style-type: none"> 在发放实体证照同时，同步发放电子营业执照等，便利企业网上办事。 精简银行开户程序，压缩开户时间。 推进市场监管、社保、税务等年报“多报合一”。 探索适应新业态新模式发展的准入准营标准。 破产案件受理后，允许破产管理人依法查询有关机构掌握的破产企业信息，在处置被查封财产时无需办理解封手续。
提升投资和建设便利度
<ul style="list-style-type: none"> 在土地供应前由政府部门开展地质灾害、水土保持等一揽子评估，强化责任。 企业拿地后即可开工，不搞重复论证。 对水电气暖等市政接入工程施工许可，实施告知承诺管理和在线并联办理。
提升对外开放水平
<ul style="list-style-type: none"> 推动与部分重要贸易伙伴口岸间相关单证联网核查。 简化港澳投资者商事登记手续。 支持开展国际航行船舶保税加油业务。
创新和完善监管
<ul style="list-style-type: none"> 在食品、药品、疫苗、安全等关系人民群众生命健康领域，实行惩罚性赔偿制度。
优化涉企服务
<ul style="list-style-type: none"> 建立因政策变化、规划调整等造成企业合法

- 国务院常务会议において、一部の都市において、ビジネス環境の革新のための試行措置を展開し、また地方において改革を推進し他に先駆けて新たな政策を試行することを支持する旨の方針が示された

先頃、国务院が常务会议を開催し、他よりも事業者数が多い北京、上海、重慶、杭州、広州、深センの 6 つの都市を対象にして、「放管服（行政簡素化と行政権限の委譲、行政権限の委譲と管理の両立、サービス向上）」改革をさらに推し進め、ビジネス環境の革新のための試行措置を展開する旨の方針を示した。

区域分割及び地方保護をさらに排除し、統一性、開放性、秩序ある競争が確保された市場体系を確立するための取組みを行う
<ul style="list-style-type: none"> 区域の枠を超えた企業経営に対する不合理な制限を撤廃する。 7 種類の貨客運輸電子版許可証を区域の枠を超えて相互に承認し検査する制度を推進する。
事業者の市場への参入及び撤退の利便性をさらに高める
<ul style="list-style-type: none"> 許可証を交付すると同時に、企業がオンライン上で手続きを円滑に行えるよう、電子版の営業許可証等も交付する。 銀行口座の開設手続きを簡素化し、口座開設に係る時間を短縮する。 市場監督管理、社会保険、税務等の年次報告書に対して「コネクテッド・ワンストップ」制度を推進する。 新業態、新スキームの発展に適應できる市場参入、経営許可基準の導入について検討する。 破産事案が受理された後、破産管財人が法に依拠し関係機関において破産企業の情報を照会することを認め、また差押措置が講じられている財産を処分するに際して、差押解除の手続きを行わなくてもよいものとする。
投資及び建設の利便性を向上させる
<ul style="list-style-type: none"> 土地供給前に政府部門が地質災害、水土保持等の評価を一度にまとめて行うようにすることにより、責任を強化する。 企業は土地を取得した後すぐに着工できるものとし、検証を繰り返す行わない。 水道、電気、ガス、暖房等の引き込みに係る公共工事施工許可に対して、告知承諾管理を実施し、またオンラインで同時に行えるようにする。
対外開放水準を向上させる
<ul style="list-style-type: none"> 一部の重要な貿易パートナーとの間において通関地における書類の検査をオンライン上で行えるようにする。 香港及びマカオ投資者の商事登記手続きを簡素化する。 国際航海船舶の保税給油業務を展開することを支持する。
監督管理の革新及び整備
<ul style="list-style-type: none"> 食品、薬品、ワクチン、安全等、人々の生命及び健康に関わる分野において、懲罰的損害賠償制度を実行する。
企業に関わるサービスを最適化する
<ul style="list-style-type: none"> 政策の変化、計画調整等により企業の適法な利

利益受损的补偿救济机制。

- 完善动产和权利担保统一登记制度。
- 扩大部门和地方间系统互联互通和数据共享范围。

(里兆律师事务所 2021 年 09 月 10 日编写)

益が害された場合に対する補償及び救済メカニズムを構築する。

- 動産と権利質の登記一元化制度を整備する。
- 部門と地方との間におけるシステムの相互接続及びデータ共有の対象となる範囲を拡大する。

(里兆法律事務所が 2021 年 9 月 10 日付で作成)

三、里兆解读

● 《数据安全法》解读

《数据安全法》作为一部集中、专门反映数据安全的数据领域基础性法律，既突出了国家在战略和规划层面对数据保护与应用的重视，也意味着企业需要更加谨慎、合规地处理数据。

本文拟着重分析该法的“管辖范围”、“数据分类分级制度”、“数据跨境传输与出口管制”、“数据国家安全审查”、“数据安全保护义务”等几大合规要点，以期帮助企业了解立法精神，梳理合规义务，并分别提出相应的合规建议。

■ 境内境外双管辖的确立

随着数字经济在全球范围内的蓬勃发展，各国均在积极地推进数据相关的立法，并对境外企业的管辖以及境外执法等作出了相应规定。在这一数据竞争的国际环境下，《数据安全法》同样明确了境内、境外双管辖的原则，并首次明确了“长臂管辖”。

首先，《数据安全法》明确“在中华人民共和国境内开展数据处理活动及其安全监管，适用本法”，这意味着境外企业在中国境内的数据处理活动均要受到监管；

其次，《数据安全法》也规定，“在中华人民共和国境外开展数据处理活动，损害中华人民共和国国家安全、公共利益或者公民、组织合法权益的，依法追究法律责任”，这意味着《数据安全法》的管辖权直接扩大了境外；

再次，《数据安全法》强调对来自境外的司法或执法机构的数据提供要求持“平等互惠”的态度，明确非经中华人民共和国主管机关批准，境内的组织、个人不得向外国司法或者执法机构提供存储于中华人民共和国境内的数据。这也可以说是为来自

三、里兆解説

● 「データセキュリティ法」を読み解く

「データセキュリティ法」は、データセキュリティについて集約し、個別に反映したデータ分野の基礎となる法律として、国が戦略及び計画の次元からデータの保護と応用を重視していることを際立たせているだけでなく、企業がより慎重に、法令を遵守したうえでデータを取り扱う必要があることを意味している。

本稿では、本法の「管轄範囲」、「データ分類等級別制度」、「データ越境伝送及び輸出規制」、「データ国家セキュリティ審査」、「データセキュリティ保護義務」というコンプライアンス上の着眼ポイントを重点的に分析することで、企業が立法精神を理解し、コンプライアンス義務を整理することを支援し、且つコンプライアンス上の助言をそれぞれ行う。

■ 国内と国外という二重管轄の確立

デジタル経済が全世界で急速に発展するに伴い、各国はいずれもデータに関する立法を積極的に推進しており、且つ国外企業の管轄及び国外の法執行等について規定している。このようなデータ競争の国際的環境の下、「データセキュリティ法」では、同様に国内と国外での二重管轄の原則を明確にし、且つ初めて「域外適用管轄権」を明確にしている。

まず、「データセキュリティ法」では、「中華人民共和国領域内でデータ取扱活動及びその安全監督管理を実施する場合、本法を適用する」ことを明確にしているが、これは、国外企業の中国領域内におけるデータ取扱活動は、いずれも監督及び管理を受けることを意味する。

次に、「データセキュリティ法」では、「中華人民共和国領域外でデータ取扱活動を行い、中華人民共和国の国家安全、公共の利益又は国民、組織の適法權益を損なう場合、法に依拠して法的責任を追及する」ことも定めており、これは、「データセキュリティ法」の管轄権は、直接に国外にまで拡大されたことを意味する。

そして、「データセキュリティ法」は、国外からの司法機構又は法執行機構からのデータの提供要求に対しては「平等互惠」の姿勢を採ることを強調しており、国内の組織や個人は、中華人民共和国主管機関の許可なく、外国司法機構又は法執行機構に対し

境外的“长臂管辖”提供了“反制”的手段。

■ 建立数据分类分级制度，加强重要数据保护

《数据安全法》中规定的分类分级制度，主要体现在如下 3 个主要特征：

1. 采用了“自上而下”的立法方式

不同于《网络安全法》¹、《科学数据管理办法》²中规定的“企业/机构自主开展数据分类分级”，《数据安全法》首次明确了国家层面“自上而下”建立数据分类分级制度³的要求，即国家⁴成为数据分类分级的主体。这也意味着数据分类分级将面临更严格的监管。

2. 三个级别数据分类方法的确立

《数据安全法》根据数据在经济社会发展中的重要程度，以及数据遭到篡改、泄露等情形时的危

中华人民共和国领域内で保存されているデータを提供してはならないことを明確にした。これは、国外からの「域外適用管轄権」に対する「対抗」手段だとも言える。

■ データ分類等級別制度を構築し、重要データの保護を強化する

「データセキュリティ法」において定められている分類等級別制度には、主に以下の 3 つの特徴がある。

1. トップダウン型の立法方式を採用している

「サイバーセキュリティ法」¹、「科学データ管理弁法」²等で定められている「企業/機構はデータの分類等級分けを自主的に行う」とは異なり、「データセキュリティ法」では、国家レベルでトップダウン型のデータ分類等級別制度を構築する³という要求を初めて明確にしている。すなわち、国が⁴データ分類等級分けの主体となる。これは、データ分類等級分けが、より厳格な監督管理に直面することを意味する。

2. 3 つの等級のデータの分類方法の確立

「データセキュリティ法」では、経済社会の発展におけるデータの重要性、及びデータが改ざん、漏洩さ

¹ 《网络安全法》第 21 条：国家实行网络安全等级保护制度。网络运营者应当按照网络安全等级保护制度的要求，履行下列安全保护义务，保障网络免受干扰、破坏或者未经授权的访问，防止网络数据泄露或者被窃取、篡改：

……
(四) 采取数据分类、重要数据备份和加密等措施。

² 「サイバーセキュリティ法」第 21 条：国は、サイバーセキュリティ等級保護制度を実施する。ネットワーク運営者は、サイバーセキュリティ等級保護制度の要求に基づき、次の各号に掲げる安全保護義務を履行し、ネットワークが干渉、破壊又は無許可アクセスを受けられないよう保障し、データの漏えい又は窃取、改ざんを防止しなければならない。

……
(四) データの分類、重要データのバックアップ及び暗号化等の措置を講じる。

³ 《科学数据管理办法》(国办发[2018]17 号) 第 20 条：法人单位要对科学数据进行分级分类，明确科学数据的密级和保密期限、开放条件、开放对象和审核程序等，按要求公布科学数据开放目录，通过在线下载、离线共享或定制服务等方式向社会开放共享。

⁴ 「科学データ管理弁法」(国弁発[2018]17 号) 第 20 条：法人組織は、科学データについて等級分け、分類を行い、科学データの秘密レベル及び秘密保持期限、公開条件、公開対象及び審査許可手順等を明確にし、要求に従って科学データ開放目録を公布し、オンラインダウンロード、オフライン共有又はカスタマイズサービス等の方式を通じて、社会へ開放・共有するものとする。

⁵ 《数据安全法》第 21 条：国家建立数据分类分级保护制度，根据数据在经济社会发展中的重要程度，以及一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用，对国家安全、公共利益或者个人、组织合法权益造成的危害程度，对数据实行分类分级保护。……

⁶ 「データセキュリティ法」第 21 条：国は、データの種別及び等級別保護制度を構築し、経済社会の発展におけるデータの重要性、およびデータが改ざん、破壊、漏洩、または不正アクセスや不正使用された場合に、国家安全、公共の利益、または個人や組織の適法権益にもたらされる危害の程度に応じて、データの種別及び等級別保護を実施するものとする。……

⁷ 实际为“国家数据安全工作协调机制”。

⁸ 実際は、「国家データセキュリティ作業調整メカニズム」である。

害程度，将数据分为三个级别——其他数据、重要数据与国家核心数据⁵，其中国家核心数据的概念为首次提出。

3. 突出以“重要数据”为核心

关于重要数据的定义，《数据安全法》本身没有进行明确，从目前的立法趋势看，一方面，我们认为应该会留待在后续准备出台的《数据安全管理办法》⁶等规定中进行解决；另一方面，从《数据安全法》关于“国家建立重要数据目录”+“各地区和各部门制定重点数据具体目录”这一重要数据立法的顶层设计安排而言，不同的行业会结合自身的特点对重要数据作出相应的定义⁷。

新型数据分级分类制度的建立，突出了国家对数据监管，特别是重要数据监管的决心。对于企业而言，在持续关注“重要数据定义”进一步立法的同时，可以参照目前已经发布的相关规定，特别是本行业内的（包括征求意见稿），开始梳理、评估本企业处理的数据是否可能涉及重要数据。涉及重要数据处理的，应积极的推进并落实相关的应对措施，比如，明确数据安全负责人和管理机构，落实数据安全保护责任；对其数据处理活动定期开展风险评估，并向有关主管部门报送风险评估报告；结合重要数据动态保护的要求，定期对重要数据的目录进行更新。

■ 关注数据跨境传输与出口管制

数据跨境传输和出口管制的内容集中规定在《数据安全法》的第 25 条、第 26 条、第 31 条和第 35 条，采取的是“攻、防相结合”的立法方式。即，一方面，对外国针对中国的技术数据开放限制和贸易歧视采取对等反制措施；另一方面，对向境外传输数据和数据资源出口予以规制。具体汇总说明如下表：

⁵ 指关系国家安全、国民经济命脉、重要民生、重大公共利益等的的数据。

⁵ 国的安全、国民经济命脉、重要な国民生活、重大な公共利益等に係るデータをいう。

⁶ 《数据安全管理办法（征求意见稿）》第 38 条：重要数据，是指一旦泄露可能直接影响国家安全、经济安全、社会稳定、公共健康和安全的的数据，如未公开的政府信息，大面积人口、基因健康、地理、矿产资源等。重要数据一般不包括企业生产经营和内部管理信息、个人信息等。

⁶ 「データセキュリティ管理弁法（意見募集案）」第 38 条：重要データとは、ひとたび漏えいされた場合に、国の安全、経済の安全、社会の安定、公共の健康及び安全に直接影響を及ぼし得るデータをいう。例えば、未公開の政府情報、広大な面積における人口、遺伝子の健康、地理、鉱産資源等。重要データには、通常、企業生産経営及び内部管理情報、個人情報等が含まれない。

⁷ 目前，工业领域（《工业数据分级分类指南（试行）》）、交通领域（《汽车数据安全管理办法（试行）》）以及基础电信领域（《基础电信企业重要数据识别指南》）均有关于重要数据的立法活动。

⁷ 現在、工業分野（「工業データ等級別分類ガイドライン（試行）」）、交通分野（「自動車データセキュリティ管理若干規定（試行）」）及び基礎電信分野（「基礎電信企業重要データ識別ガイドライン」）においては、いずれも重要データに関する立法活動がある。

れた場合の危害の度合いに応じて、データを3つのレベルに分けるとしているが、そのうちのその他のデータ、重要データ及び国の基幹データ⁵の中で、「国の基幹データ」という概念に初めて言及している。

3. 「重要データ」を基幹とすることを強調する

重要データの定義について、「データセキュリティ法」では明確にされていないが、現在の立法の動きを見る限りでは、今後公布される「データセキュリティ管理弁法」⁶等の規定の中で解決されるものと考えられ、また、「データセキュリティ法」の中で、「国が重要データ目録を構築する」、「各地区及び各部門は重点データの詳細目録を作成する」とのように、重要データの立法の最高次元での設計及び手配がなされている点からみても、それぞれの業界ごとに、各自の特性に合わせて重要データについて対応の定義を行っていく⁷はずである。

新たな形式でのデータ等級別分類制度の構築は、データの監督管理、とりわけ重要データの監督管理に関する国の決意が伝わってくる。企業の立場から見た場合、「重要データの定義」の更なる立法に注目しながら、これまで公布された関連規定、特に業界内（意見募集稿を含む）の関連規定を参照して、自社が取り扱うデータが重要データに係る可能性があるかどうかを整理し、評価することができる。重要データを取り扱う必要がある場合には、かかる対応措置を積極的に推進し、実行に移していかなければならない。例えば、データセキュリティの責任者及び管理機構を明確にし、データセキュリティ保護責任を貫徹すること、そのデータ取扱活動について定期的にリスク評価を行い、且つかかる主管部门にリスク評価報告書を提出すること、重要データの動的保護要求を踏まえて、重要データの目録を定期的に更新すること等である。

■ データの越境伝送及び輸出規制に注目する

データ越境伝送及び輸出規制に関する内容は、「データセキュリティ法」第 25 条、第 26 条、第 31 条及び第 35 条で集中して規定されており、「攻防一体」の立法方式を採用している。すなわち、中国に対する外国の技術データ開放制限及び貿易における不当な扱いに対しては対等な対抗措置を採るとともに、国外向けのデータ伝送及びデータ資源の輸出には規制を加えるというものであり、詳細を下表にまとめる。

対等反制	
条款摘录	如有其他国家或者地区,在与数据有关的投资、贸易等方面对中国采取歧视性的禁止、限制的,中国将采取对等反制措施。(第26条)
简要解读	为了使得境内企业在国际竞争中享有公平竞争的机会,《数据安全法》在数据跨境流动中确立了对等反制原则,宣示了域外保护的司法主权。

対等な対抗措置	
条項の摘要	その他の国又は地域において、データに関する投資、貿易等の方面において、中国に対し、不当な禁止、制限措置を講じる場合、中国は、対等な対抗措置を講じる。(第26条)
簡潔な解説	国内企業が国際競争において公正な競争の機会を得られるよう、「データセキュリティ法」は、データ越境移転において、対等な対抗措置という原則を確立し、域外保護の司法主権を示した。

重要数据出境	
条款摘录	关键信息基础设施运营者收集产生的重要数据出境,适用《网络安全法》;其他数据处理者收集产生的重要数据出境管理,由国家网信部门会同国务院有关部门制定。(第31条)
简要解读	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一方面,对于关键信息基础设施运营者而言,要遵守《网络安全法》的规定,及时进行安全评估⁸。 ▪ 另一方面,对于其他数据处理者,《数据安全法》并未提出具体的规制措施,可参考2017年发布的《个人信息和重要数据出境安全评估办法(征求意见稿)》中的安全评估场景,同时密切关注网信办后续具体管理办法的出台。

重要データの国外移転	
条項の摘要	重要情報インフラストラクチャー運営者が収集し生成した重要データの国外移転には、「サイバーセキュリティ法」を適用する。その他データ取扱者が収集し生成した重要データの国外移転管理については、国家インターネット情報部門が国务院関連部門と共同で制定する。(第31条)
簡潔な解説	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要情報インフラストラクチャー運営者は、「サイバーセキュリティ法」の規定を遵守し、遅滞なくセキュリティ評価を実施しなければならない⁸。 ▪ 一方、その他のデータ取扱者に対しては、「データセキュリティ法」では、具体的な規制措置を打ち出していない。2017年に公布された「個人情報及び重要データ国外移転セキュリティ評価弁法(意見募集案)」におけるセキュリティ評価の状況を参照すると同時に、今後インターネット情報弁公室が公布する具体的な管理弁法に注視したほうがよい。

数据出口管制	
条款摘录	国家对与履行国际义务和维护国家安全、利益相关的属于管制物项的数据依法实施出口管制。(第25条)
简要解读	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 考虑到管制对象并没有限定为重要数据,理论上而言可以针对任何数据类型,即,只要按照出口管制的规则判定该数据属于管制物项,均可实施出口管制。 ▪ 数据出口管制措施可能包括全部禁止出境、部分禁止出境、有条件禁止出境等。

データ輸出規制	
条項の摘要	国は、国際義務の履行及び国家安全、利益の維持に関連する、規制対象品目に該当するデータに対し、法に依拠して輸出規制を実施する。(第25条)
簡潔な解説	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 規制対象は、重要データに限定されていないことから、理論的には、如何なる種類のデータも対象になり得る。すなわち、輸出規制の規則に基づき、当該データが規制対象品目に該当すると判断されれば、輸出規制を実施することができる。 ▪ データ輸出規制措置には、国外移転一律禁止、国外移転部分的禁止、国外移転条件付き禁止等が含まれる可能性がある。

跨境执法调取数据	
条款摘录	非经中华人民共和国主管机关批准不得向境外执法或司法机构提供境内数据。

越境法執行におけるデータの調査・取得	
条項の摘要	中華人民共和国主管機關の承認を得ずに、国外法執行機構又は司法機構に国内データ

⁸ 《网络安全法》第37条: 关键信息基础设施的运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要,确需向境外提供的,应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法进行安全评估;法律、行政法规另有规定的,依照其规定。

⁸ 「サイバーセキュリティ法」第37条: 重要情報インフラストラクチャー運営者が中華人民共和国国内での運営において収集、発生した個人情報及び重要データは、国内で保存しなければならない。業務上の必要により、確かに国外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門が国务院関連部門と共同で制定する弁法に基づき、セキュリティ評価を行わなければならない。法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。

	(第 36 条)
簡要解説	特别是对跨国企业而言,在面临境外监管机构的直接执法时,切记不能直接提供境外监管机构要求的数据。

特别是对于跨国企业而言,数据跨境传输和出口管制是需要特别关注的一项内容。尽管目前数据跨境传输、出口管制的具体实施细则尚未制定,数据跨境传输本身的定义也还存在不透明之处,但是企业也可以参考 2017 年发布的《个人信息和重要数据出境安全评估办法(征求意见稿)》,借鉴《网络安全法》中有关重要数据出境的存储和安全评估规定,提前对企业内部重要数据出境计划等开展内部自查,并做好必要的准备等。

■ 警惕国家数据安全审查

2020 年 6 月 1 日实施的《网络安全审查办法》主要对关键信息基础设施运营者采购网络产品和服务提出了“网络安全”的审查责任;而《数据安全法》则进一步提出了国家对“数据安全”的审查责任⁹。

可能是基于立法上的衔接等考虑,我们注意到在《数据安全法》出台后不久,《网络安全审查办法》也立刻启动了修订工作¹⁰,将“数据处理者开展数据处理活动”同样纳入了网络安全审查的对象。显然,这也是在为以数据为对象的安全审查制度的建立作相应的准备。另外,结合近日国家安全审查办公室启动网络安全审查的“滴滴出行”、“货车帮”、“BOSS 直聘”等公司,无一不是涉及大量数据处理的企业,这也进一步凸显了国家对于数据安全审查的重视。

随着《数据安全法》的颁布,数据安全审查已经成为了企业合规工作需要重点关注并落实的合规义务。对于企业而言,应该尽快建立自身的数据安全审查机制,防范因国家的数据安全审查可能对企业正常经营活动带来的影响等。

■ 落实数据安全保护义务

保障数据安全的《数据安全法》的一大立法目的,这就要求企业建立健全全流程数据安全管理制度

	を提供してはならない。(第 36 条)
簡潔な解説	特に、多国籍企業にとっては、国外監督管理機構による直接法執行に直面する際に、国外監督管理機構が求めるデータを直接提供してはならないことにご留意頂きたい。

とりわけ多国籍企業にとっては、データ越境伝送及び輸出規制は、特別に関心を払うべき事項である。現在、データ越境伝送、輸出規制の具体的な実施細則はまだ制定されておらず、データ越境伝送そのものの定義も不透明な点があるものの、企業は、2017 年に公布された「個人情報及び重要データ国外移転セキュリティ評価弁法(意見募集案)」を参考にしながら、「サイバーセキュリティ法」における重要データ国外移転に関する保存及びセキュリティ評価規定を参照し、企業内部の重要データの国外移転計画等について事前に内部の自己点検を行い、必要な準備等しておくことができる。

■ 国によるデータセキュリティ審査に警戒する

2020 年 6 月 1 日に施行された「サイバーセキュリティ審査弁法」では、主に重要情報インフラストラクチャー運営者によるネットワーク製品及びサービスの調達について、「サイバーセキュリティ」審査責任が打ち出された。「データセキュリティ法」では、「データセキュリティ」に対する国の審査責任をさらに打ち出している⁹。

立法上の整合性等を考慮してのことだと思われるが、「データセキュリティ法」の公布直後、「サイバーセキュリティ審査弁法」も直ちに改正作業を開始し¹⁰、「データ取扱者によるデータ取扱活動の実施」もサイバーセキュリティ審査の対象に組み込まれている。これもデータを対象とするセキュリティ審査制度の構築に向けた準備作業であることは明らかである。なお、先頃国家セキュリティ審査弁公室がサイバーセキュリティ審査を開始した「滴滴出行(DiDi)」、「貨車帮」、「BOSS 直聘」等の会社が、いずれも大量のデータを取扱う企業であることを踏まえると、これも国がデータセキュリティ審査を重視していることをさらに浮き彫りにしている。

「データセキュリティ法」の公布に伴い、データセキュリティ審査は、企業コンプライアンス作業における重点的に注目し且つ貫徹すべきコンプライアンス義務となった。企業は、国が行うデータセキュリティ審査が企業の正常な経営活動に影響を与えてしまうことのないよう、独自のデータセキュリティ審査メカニズムを早急に構築しなければならない。

■ データセキュリティ保護義務を貫徹する

データセキュリティの保障は、「データセキュリティ法」の大きな立法目的であるため、企業は、全プロセスデータセ

⁹ 《数据安全法》第 24 条: 国家建立数据安全审查制度,对影响或者可能影响国家安全的数据处理活动进行国家安全审查。

⁹ 「データセキュリティ法」第 24 条: 国は、データセキュリティ審査制度を構築し、国の安全に影響し又は影響し得るデータ取扱活動について国家セキュリティ審査を行う。

¹⁰ 《网络安全审查办法(修订草案征求意见稿)》第 2 条: 关键信息基础设施运营者(以下简称运营者)采购网络产品和服务,数据处理者(以下称运营者)开展数据处理活动,影响或可能影响国家安全的,应当按照本办法进行网络安全审查。

¹⁰ 「サイバーセキュリティ審査弁法(改正案意見募集案)」第 2 条: 重要情報インフラストラクチャー運営者(以下「運営者」という)がネットワーク製品及びサービスを調達し、データ取扱者(以下「運営者」という)がデータ取扱活動を実施することにより、国の安全に影響を与える、又は影響を与えるおそれがある場合、本弁法に基づき、サイバーセキュリティ審査を行うものとする。

度，组织开展数据安全教育培训，采取相应的技术措施和其他必要措施，保障数据安全。对于利用互联网等信息网络开展数据处理活动的，特别强调“应当在网络安全等级保护制度的基础上履行上述数据安全保护义务”。而关于网络安全，中国已经进入了“等保 2.0 阶段”，按照受保护对象受到破坏后所造成的危害程度，需要将保护对象划分为 5 个等级，包括系统定级、系统备案、建设整改、等级测评和监督检查五个阶段。

“落实数据安全保护义务”，对于企业而言，可以说是一种责任或者负担，但是如果企业可以积极发挥数据安全保护上的主观能动性，将数据安全保护打造为企业经营管理、产品或者服务上的突出优势，将有助于企业形成独特的数据竞争优势。

■ 结语

《数据安全法》致力于建设国家数据安全制度，与《网络安全法》和即将施行的《个人信息保护法》一起，基本构成了中国数据和信息安全保护的法律法规框架。企业（包括关键信息基础设施运营者和其他涉及数据处理业务的企业）均需落实企业内部的数据安全管理制度，履行企业的数据安全保护义务，特别是加强对重点数据和国家核心数据的保护。对于涉及跨境数据传输的企业，应当密切关注后续具体规则的出台，对重要数据出境计划等开展内部自查，进行动态监测和持续改进。

（作者：里兆律师事务所 丁志龙、王佳柔）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [个人信息保护法](#)
- [数据安全法与企业合规管理](#)

キュリティ管理制度を構築し、整備し、データセキュリティ教育トレーニングを組織、実施し、データセキュリティを保障するために、相応の技術措置及びその他の必要な措置を講じることが求められる。インターネットなどの情報ネットワークを利用してデータ取扱活動を取り扱う企業については、とりわけ「サイバーセキュリティ等級保護制度をベースに、上述のデータセキュリティ保護義務を履行しなければならない」ことを強調しておきたい。サイバーセキュリティについて、中国は、既に「等保 2.0（ネットワークセキュリティ等級保護 2.0 国家基準）段階」に入っており、保護対象者が受けた被害の危害程度に応じて、保護対象者をシステム等級の確定、システム届出、建設是正、等級測定評価、監督検査という 5 つの段階に分けることになる。

「データセキュリティ保護義務の貫徹」は、企業にとっては、1 つの責任又は負担であるとも言えるが、もしも企業が、データセキュリティ保護上の主観的能動性を積極的に発揮し、データセキュリティ保護を企業の経営管理、製品又はサービス上の際立った優位性であるとしてとらえたならば、企業による独自のデータ競争優位性の形成に資するはずである。

■ 終わりに

「データセキュリティ法」は、国のデータセキュリティ制度の構築に資するものであり、「サイバーセキュリティ法」及び間もなく施行される「個人情報保護法」とともに、中国のデータ及び情報セキュリティ保護の法的枠組みを概ね構成するものである。企業（重要情報インフラストラクチャー運営者及びその他データ取扱業務に係る企業を含む）は、いずれも企業内部のデータセキュリティ管理制度を実行に移し、企業のデータセキュリティ保護義務を履行していかなければならない（特に、重点データ及び国の基幹データの保護を強化しなければならない）。越境データ伝送を取り扱う企業は、今後の具体的な規則の公布に注視し、重要データの国外移転計画等について内部で自己点検し、動態モニタリングと継続的な改善を行っていかなければならない。

（作者：里兆法律事務所 丁志龍、王佳柔）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [個人情報保護法](#)
- [データセキュリティ法と企業のコンプライアンス管理](#)